

令和6年3月1日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 2 件  
(うち石油温風暖房機(開放式) 1 件、石油給湯機 1 件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故  
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 7 件  
(うち自転車 1 件、折りたたみ椅子(レジャー用) 1 件、  
エアコン 1 件、配線器具(コンセント、タイマー付) 1 件、  
ポータブル電源(リチウムイオン、バッテリー交換式) 1 件、  
電子レンジ 1 件、エアコン(室外機) 1 件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件  
該当案件なし  
  
1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項  
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。  
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当 : 土屋、首藤、庄田

電 話 : 03(3507)9204(直通)

URL : <https://www.caa.go.jp/>

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

| 管理番号       | 事故発生日     | 報告受理日     | 製品名              | 機種・型式               | 事業者名       | 被害状況       | 事故内容                                                                        | 事故発生都道府県 | 備考              |
|------------|-----------|-----------|------------------|---------------------|------------|------------|-----------------------------------------------------------------------------|----------|-----------------|
| A202301054 | 令和6年2月8日  | 令和6年2月28日 | 石油温風暖房機<br>(開放式) | FW-322S             | ダイニチ工業株式会社 | 火災<br>重傷1名 | 発煙に気付き確認すると、当該製品及び建物を全焼する火災が発生しており、1名が重傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。 | 東京都      |                 |
| A202301057 | 令和6年2月12日 | 令和6年2月28日 | 石油給湯機            | UIB-<br>3300TXA(MS) | 株式会社コロナ    | 火災         | 当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。                             | 茨城県      | 製造から25年以上経過した製品 |

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故  
該当案件なし

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

| 管理番号       | 事故発生日      | 報告受理日     | 製品名                       | 被害状況 | 事故内容                                                                              | 事故発生都道府県 | 備考                                                                                                 |
|------------|------------|-----------|---------------------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| A202301050 | 令和5年12月26日 | 令和6年2月27日 | 自転車                       | 重傷1名 | 使用者(80歳代)が当該製品から降りようとしたところ、シートピンが足に引っ掛かり、右足を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。           | 広島県      | 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年2月19日                                                                       |
| A202301051 | 令和5年9月4日   | 令和6年2月27日 | 折りたたみ椅子(レジャー用)            | 重傷1名 | 当該製品に座ったところ、後ろに転倒し、腰部を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。                        | 兵庫県      | 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年2月15日                                                                       |
| A202301052 | 令和6年2月11日  | 令和6年2月27日 | エアコン                      | 火災   | 異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。              | 三重県      |                                                                                                    |
| A202301053 | 令和5年3月27日  | 令和6年2月27日 | 配線器具(コンセント、タイマー付)         | 火災   | 当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。            | 滋賀県      | 製造から30年以上経過した製品<br>事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年2月15日                                                    |
| A202301055 | 令和5年12月7日  | 令和6年2月28日 | ポータブル電源(リチウムイオン、バッテリー交換式) | 火災   | 当該製品を充電中、異臭が生じたため確認すると、当該製品を溶融し、周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。  | 北海道      | 令和6年2月22日に消費者安全法の重大事故等として公表済<br>事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年1月29日<br>報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し<br>厳重注意 |
| A202301056 | 令和6年1月22日  | 令和6年2月28日 | 電子レンジ                     | 火災   | 当該製品を使用中、異音及び異臭が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 山口県      | 令和6年2月29日に消費者安全法の重大事故等として公表済<br>事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年2月15日                                       |
| A202301058 | 令和6年2月17日  | 令和6年2月28日 | エアコン(室外機)                 | 火災   | 寺院で異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。           | 愛知県      | 製造から15年以上経過した製品                                                                                    |

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし